# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する 事務基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

千葉県山武市長

### 公表日

令和5年7月19日

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務					
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を実施する。・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務・予防接種による健康被害救済に関する事務・ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のつンビニ交付を行う。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。					
③システムの名称	<ul><li>(1)Acrocity住民票システム(既存住民基本台帳システム)</li><li>(2)MICJET番号連携サーバー</li><li>(3)中間サーバー</li><li>(4)健康管理システム</li><li>(5)ワクチン接種記録システム(VRS)</li></ul>					
2. 特定個人情報ファイル	名					
新型コロナウイルスワクチン技	要種記録ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の10項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>         1)実施する         2)実施しない         3)未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	山武市 保健福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種推進室					
②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種推進室長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 総務部 総務課 行政係(0475-80-1112)					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 保健福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 (0475-80-1171)

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年6月1日 時点			
2. 取扱者勢	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重	直点項目評価書又は全項	頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワークシステ	・ムを通じた入手を除く	<b>(。</b> )					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを通じた提供						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]接	続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・3	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・점	<b>各</b> 発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

## 変更箇所

変更日	文画		亦再後の記載	提出時期	担山吐物に皮を設っ
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	徒口时期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	1.1性空個人性紀フッノ』を取	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務・・予防接種による健康被害救済に関する事務・・ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	同左に以下の文面を追加記載 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の コンビニ交付を行う。	事前	事務の追加によるもの
令和5年6月30日	Ⅱ-1 対象人数	令和4年3月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	